

おおさかしりつしおくさたてばしょうがこうちょう たけうち ゆきのぶ
大阪市立塩草立葉小学校長 竹内 幸延

がっこう りんじきゅうこうとう そち ぱあい 学校が臨時休校等の措置をとる場合について

へいそ ほんこう きょういくかつどう すいしん りかい きょうりょく
平素は、本校の教育活動の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
ひじょうへんさい じ じどう あんぜんかくほ がっこう りんじきゅうこうとう そち ぱあい い か とお
さて、非常変災時の児童の安全確保のため、学校が臨時休校等の措置をとる場合について、以下の通りお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

き 記

1. 臨時休業とする場合

- 午前7時の時点、又は、午前7時を過ぎても学校が始まる時刻までに、次の状況がおこった場合は臨時休業とします。
- (1) 大阪市に「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
 - (2) 河川氾濫による「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」のいずれかが浪速区内に発表された場合。
 - (3) 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

2. その他

- (1) 「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されていなくても、気象状況により、校区や通学路の安全等が確保されない場合は、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。その場合は、保護者メールや学校ホームページでお知らせします。(保護者メールの登録につきましては、別途ご案内しています。)
- (2) 登校時から下校時までに、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」が発表された場合、居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は、集団下校等の方法で下校させますが、確認ができない場合は児童を学校において待機させます。
- (3) 登校時から下校時までに、「特別警報」が発表された場合、ただちに災害から命を守る行動をとります。
- (4) 「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表されていないときでも、登校の安全が危ぶまれる場合は、保護者の判断で、安全が確保されるまで自宅にて待機していたりとも構いません。

3. お願いとお知らせ

- (1) 台風の接近が予測される場合については、特に気象情報に気をつけるようにしてください。
- (2) お子さんが確実に帰れるよう「保護者が在宅している」「家の鍵を持たせる」など、お子さんと事前にご確認ください。
- (3) 非常変災時は関係諸機関からの連絡に支障をきたす恐れがありますので、緊急時を除き、学校への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- (4) 学校が臨時休校のときは、「いきいき活動」はありません。